

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 更正処分取消等更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和3年4月27日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年7月3日判決、本資料270号-67・順号13427)

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号 (第1事件)、平成●●年 (〇〇) 第●●号 (第2事件)、令和元年11月8日判決、本資料269号-117・順号13340)

決 定

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
申立人	有限会社B
同代表者代表取締役	乙
上記両名訴訟代理人弁護士	水野 武夫ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山本 陽介

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年4月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長嶺 安政

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宮崎 裕子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴